

平成 28 年 5 月 20 日

各 位

上場会社名 株式会社 郷 鉄 工 所
代表者名 代表取締役社長 長瀬 隆雄
(コード番号 6397)
問合せ先責任者 常務執行役員 若山 浩人
(TEL. 052-586-1123)

(変更) 「業務提携及び新たな事業の開始に関するお知らせ」の一部変更について

当社は、平成 28 年 5 月 10 日付で公表いたしました「業務提携および新たな事業の開始に関するお知らせ」でお知らせいたしました株式会社ワイ・ジー・ケー（以下、「ワイ・ジー・ケー」という。）との業務提携内容につきまして、本日（平成 28 年 5 月 20 日）の取締役会で契約内容の一部変更を決議し、当該変更にかかる所定の契約（覚書）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、平成 28 年 5 月 10 日開催の取締役会において、ワイ・ジー・ケーとの業務提携および新たな事業の開始について決議（追認）いたしましたが、当該契約における製造販売権を資産として計上するタイミングについて、当社顧問弁護士に確認したところ、契約書に明示した方がよいとの指摘を受けました。ワイ・ジー・ケーと確認協議をした結果、量産製造・販売が可能となった時に製造販売権を譲渡することとするとの合意となったため、それらを踏まえた上で、契約内容につきまして、一部変更することといたしました。本日の取締役会で決議し、覚書を締結いたしました。

製造販売権を獲得するタイミングは、国及び地方公共団体の公共調達を落札したときか、それらの案件を落札した企業から受注を受けたときと認識しております。なお、量産製造・販売が見込めなくなった場合については、現状明確な取り決めはされていませんが、以後の支払いについては、債務が発生しないと考えております。また、既に支払い済みの費用については改めて双方で協議をする予定です。

2. 変更部分

(1) 平成 28 年 5 月 10 日開示「業務提携および新たな事業の開始に関するお知らせ」
2 頁「2. 業務提携の内容」

(変更前) 当社が、ワイ・ジー・ケーの供給する小型ガスエンジンを活用した防災用ガスエンジン小型発電機を製造および販売する権利を 810 百万円で取得。

(変更後) 当社が、ワイ・ジー・ケーの供給する小型ガスエンジンを活用した防災用ガスエンジン小型発電機の量産販売が可能と判断したとき、製造および販売する権利を取得する。権利代金は 790 百万円とする。

なお、製造および販売する権利については、量産販売が可能と判断した段階で当社が取得します。ただし、それまでの間については、ワイ・ジー・ケーは当社以外にガスエンジンを提供することはできません。また、その段階で当該費用を

固定資産として計上いたします。

(2) 同お知らせ4頁「(3) 当該事業を開始するために特別支出する金額及び内容」

(変更前)

具体的な用途	支出予定額	支出時期
a.業務提携契約に関する費用	810 百万円	平成 28 年 2 月～平成 30 年 2 月
b.生産設備の整備に関する費用	200 百万円	平成 28 年 7 月～平成 28 年 12 月
c.人材の確保・育成に関する費用	50 百万円	平成 28 年 7 月～平成 29 年 3 月
d.営業及び販売促進に関する費用	100 百万円	平成 28 年 7 月～平成 29 年 6 月
合計	1,160 百万円	

a. ワイ・ジー・ケーとの業務提携に関する投資

金額：810 百万円

ワイ・ジー・ケーとの業務提携に際し、当社は、ワイ・ジー・ケーが開発した高性能ガスエンジンの独占的な販売、製造に関する権利を 810 百万円にて取得いたしました。

これは、ワイ・ジー・ケーが保有する高い技術やノウハウに関して、当社が独占的に利用することを可能にする権利であり、特に種々のインフラ設備に対するバックアップ電源供給という事業に関して、他社比圧倒的に優位な製品の供給を可能ならしめる権利です。その結果、当社の売上、利益が大幅に増加することが期待できます。

また、当該発電機の製造は、プラットフォームその他各種部品に関して内製化可能なものも多く含まれており、当社の生産設備全体の稼働率向上にもつながることが期待できます。本件事業の育成、発展を実現することによって、ひいては工場全体の製造コスト削減にもつながるため、当社製品全体の競争力のアップという効果をもたらすことが期待できます。

(変更後)

具体的な用途	支出予定額	支出（予定）時期
a.業務提携契約の検討に供された権利や情報対価	20 百万円	平成 28 年 2 月～平成 28 年 3 月
b.製造販売実施権許諾権譲渡契約に関する費用	790 百万円	平成 28 年 4 月～平成 30 年 2 月
c.生産設備の整備に関する費用	200 百万円	平成 28 年 7 月～平成 28 年 12 月
d.人材の確保・育成に関する費用	50 百万円	平成 28 年 7 月～平成 29 年 3 月
e.営業及び販売促進に関する費用	100 百万円	平成 28 年 7 月～平成 29 年 6 月
合計	1,160 百万円	

a. 業務提携契約の検討に供された権利や情報対価

金額：20 百万円

ワイ・ジー・ケーとの業務提携契約の締結にあたり、同社の保有しているガスエンジンの性能、特許等知的財産、マーケティングデータ等に関して、詳細な検討を実施する必要がありました。そのために必要となる情報等の対価として、20 百万円をワイ・ジー・ケーに対して支払いました。

b. 製造販売実施権許諾権譲渡契約に関する費用

金額：790 百万円

ワイ・ジー・ケーとの業務提携に際し、当社は、ワイ・ジー・ケーが開発した高性能ガスエンジンの製造販売実施権許諾権を 790 百万円にて譲渡を受けました（製造販売権については、量産販売が可能と判断した段階で当社が権利を取得します。ただし、それまでの間については、ワイ・ジー・ケーは当社以外にガスエンジンを提供することはできません。また、その段階で、当該費用を当社の固定資産として計上いたします。なお、量産販売が可能と判断する時期について

は、①公共調達を落札した場合、もしくは、②公共調達を落札した企業からの受注を受けた場合の2点を見込んでいます。また、上記条件に該当しなかった場合には、本製造販売権については取得いたしません。ただし、その場合の既支払額については、現時点で明確に取り決めておらず、返済を含めた対応を検討してまいります。)

これは、ワイ・ジー・ケーが保有する高い技術やノウハウに関して、当社が独占的に利用することを可能にする権利であり、特に種々のインフラ設備に対するバックアップ電源供給という事業に関して、高性能な発電機の供給を可能ならしめる権利です。その結果、当社の売上、利益が大幅に増加することが期待できます。

また、当該発電機の製造は、プラットフォームその他各種部品に関して内製化可能なものも多く含まれており、当社の生産設備全体の稼働率向上にもつながることが期待できます。本件事業の育成、発展を実現することによって、ひいては工場全体の製造コスト削減にもつながるため、当社製品全体の競争力のアップという効果をもたらすことが期待できます。

なお、本件の納入先としては国（国土交通省及び各地方整備局）及び地方公共団体の公共調達を企図しておりますが、当該公共調達案件を獲得できなかった場合には、権利取得に係る費用等を含め契約内容について改めて協議する予定です。

(3) 同お知らせ5頁「取得資産の概要」

(変更前) (3)取得価額 810百万円

(変更後) (3)取得価額 790百万円

3. 変更に伴う今後の見通しへの影響

- (1) 業務提携および新たな事業の開始について、前項以外に変更はございません。
- (2) 上記変更により、防災用ガスエンジン小型発電機の製造および販売する権利が他社へ移ることもございません。

以上により、平成28年5月10日に開示しました「業務提携及び新たな事業の開始に関するお知らせ」の「6. 今後の見通し」に変更はございません。

以上